

港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考方針

1 基本的事項

本事業の事業候補者は、豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する次に掲げる要件を備えた事業者であることとします。

- (1) 港区の福祉施策及び関係施設等に関する現状と課題を十分に理解していること。
- (2) 現状と課題を踏まえた的確な情報整理と分析が可能で、専門性のある内容について、円滑で分かりやすい資料作成とコミュニケーション能力があること。
- (3) 区がめざす福祉総合窓口の将来像を実現するため、具体策を提案し、本業務内容を円滑かつ確実に履行できる事業者であること。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区福祉総合窓口設置準備支援業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。また、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。第二次審査に進む事業者については、提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を第一次審査合格者とします。第一次審査結果は、令和2年7月13日（月）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションでは、提出した申請書を用いて説明をします。所要時間は、20分程度（説明10分、質疑10分程度）です。

第二次審査への入場は2人までとし、説明は業務責任者に行っていただきます。プレゼンテーションでは、プロジェクター及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、パソコンを使用する際の事前の接続確認はできませんのでご承知おきください。また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

なお、第二次審査の際は、仕様書にある業務責任者のほか業務担当者（複数人いる場合はうち1名）も同席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

ア 実施日時

令和2年7月27日（月）午後1時30分

イ 実施場所

港区役所2階 保健福祉支援部会議室

ウ 結果通知

令和2年7月下旬に、第二次審査参加者全員に、文書で通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務実績及び専任性	(1) 業務実績
	(2) 専任性（手持ち業務量）
事業計画、企画提案	(1) 業務の適正な計画と進行管理
	(2) 相談事例の具体性及び複合的課題への想定
	(3) 業務手順書の見やすさ及び汎用性
	(4) 関係課間の調整力及び実効性
見積価額	事業提案規模と照らし、適正かつ妥当な見積価格であるか

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
提案・質疑応答の評価	(1) 事業目的を達成する企画力
	(2) 円滑な運営能力
	(3) 本業務への取り組み姿勢・意欲
	(4) 本業務に必要な専門知識
	(5) 理解・回答力

※ 第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※ 第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。以下の評価条件に該当する場合に、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

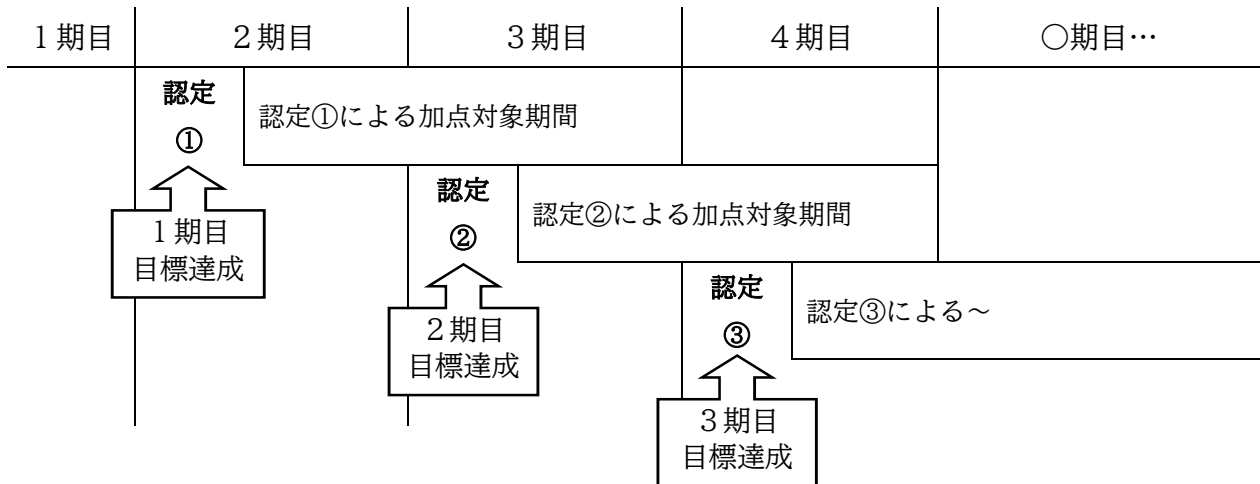
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企	認定通知等の写し及びプロポ

業」として認定（くるみん認定）を受けている場合 で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くる みん認定日における行動計画又はその次期行動計画 の期間内であること（下記図参照）。	一ザル参加申請現在の次世代 育成法に基づく一般事業主行 動計画の期間（年数）を確認 できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企 業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受 けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加する場合は、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加点します。

やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査における合計評価点」の5%加点（小数点以下切上げ）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・ 区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む。）

6 募集方法及び審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和2年6月19日（金）に、港区公式ホームページに募集記事を掲載します。
- (3) 令和2年7月3日（金）午後5時をプロポーザル参加表明書や企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査及び第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3（1）記載の主な評価項目について評価をします。なお、参加表明事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い事業者の中から最大3者を選考します。第一次審査の3位の合計点数が2者以上で同得点の場合は審査委員の多数決により第二次審査に進む1者を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画、提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度、実現性、意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

7 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和2年9月以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみ公表します。